

議第41号

京都市体育館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市体育館条例の一部を改正する条例

京都市体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第1 競技場の項を次のように改める。

競技場	全面利用	アマチ ュアス ポーツ	入場料 徴収し ない 場合	A	33,520	A	25,140	33,520	25,140	C	61,800	C	47,140	E	128,840	E	97,420
				F	114,180	F	86,940										
		B	22,000	B	16,760	D	47,140	D	36,660	G	117,320	G	89,040	H	102,660	H	78,560
		入場料 徴収場 をする 場合	A	108,950	A	82,760	108,950	82,760	C	194,850	C	152,950	E	412,750	E	318,470	
			F	367,700	F	282,850											
			B	74,380	B	57,610			D	149,800	D	117,330	G	378,180	G	293,320	
	H		333,130	H	257,700												
	その他	入場料 徴収し ない 場合	A	361,420	A	277,610	361,420	277,610	C	655,800	C	509,140	E	1,378,640	E	1,064,360	
			F	1,222,550	F	943,880											
		B	249,330	B	193,800	D	499,710	D	388,660	G	1,266,550	G	980,550				
		H	1,110,460	H	860,070												
		入場料 徴収場 をする 場合	A	480,850	A	388,660	480,850	388,660	C	917,710	C	714,470	E	1,879,410	E	1,491,790	
F			1,661,500	F	1,322,080												
B	349,900		B	277,610	D	699,800			D	544,760	G	1,748,460	G	1,380,740			
H	1,530,550		H	1,211,030													
部分利用 (3分の1面 1時間につき)				4,190	3,660	4,190	3,660	6,070	4,810								

## 別表第2 備考以外の部分中

9,460	7,090	14,400	10,280
30,850	24,680	45,250	36,000
106,970	81,250	152,220	118,280
144,000	116,220	213,940	166,620

を

9,630	7,220	14,660	10,470
31,420	25,140	46,090	36,660
108,950	82,760	155,040	120,470
146,660	118,380	217,900	169,710

に改める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

## (準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市体育館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市体育館の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## (適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。